

○民事訴訟費用等に関する法律

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二五・二二・一法九六）附則九条（平成二八・一〇・一施行）

（申立ての手数料）

第二条①（略）

② 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

一・二（略）

三（改正により追加）

③④（略）

別表第一（第二条、第四条関係）

項	上 欄		下 欄
	一五の二（略）		
一六	イ 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十條、第二十二條第五項又は第三十五條第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十條第一項から第四項までの規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の共施に関する法律第百二十二條第一項の規定による申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九條第一項若しくは第三項又は第十條第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）	ロ（略）	千円
	一六の二（改正により追加）		
	一七一九（略）		
（後略）			